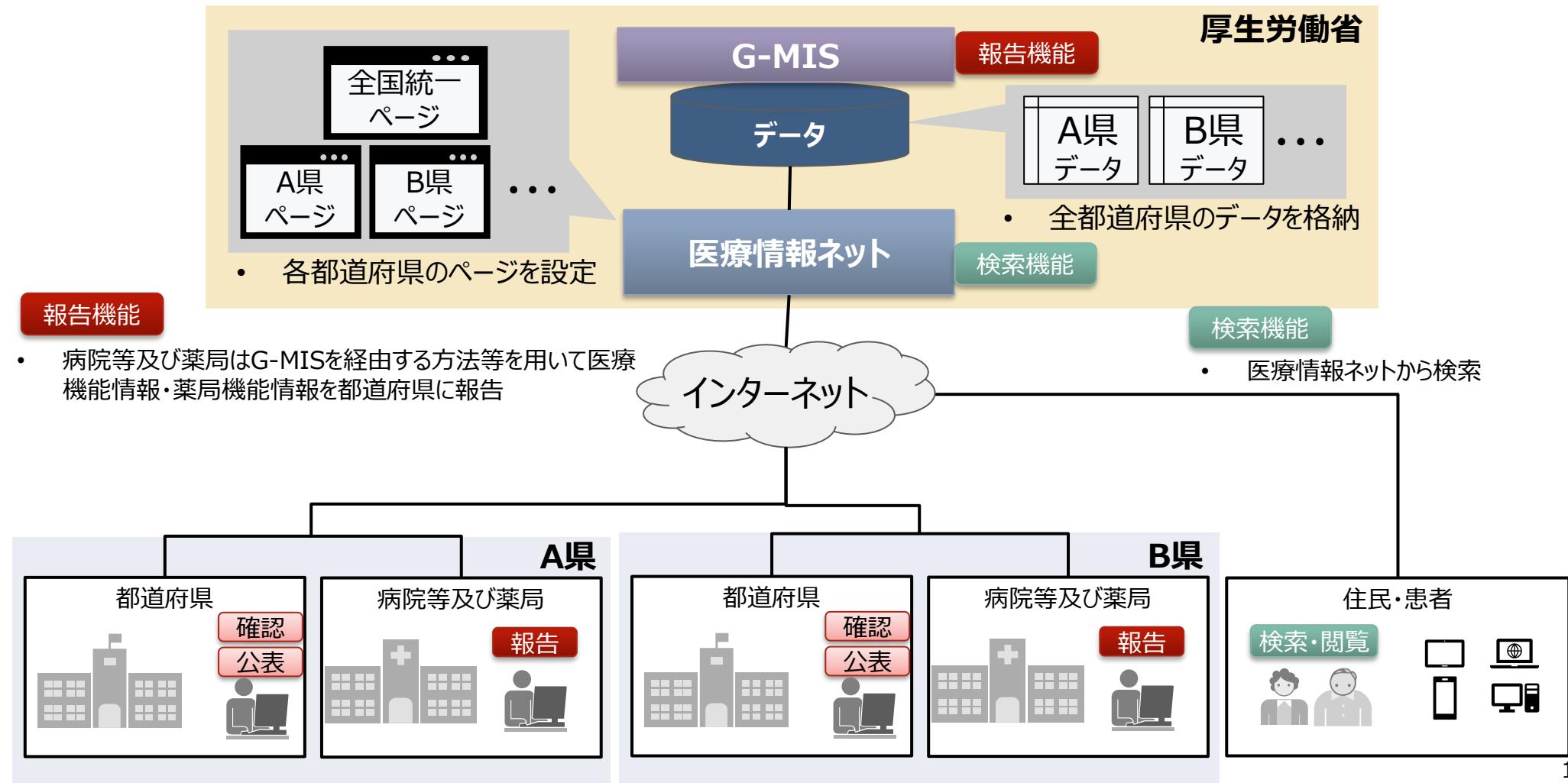


# 【病院等・薬局向け】 G-MIS新規アカウント発行の手続説明資料

- お問い合わせ先  
山口県健康福祉部医療政策課  
TEL : 083-933-2924  
FAX : 083-933-2829  
E-mail : a11700@pref.Yamaguchi.lg.jp

# 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度

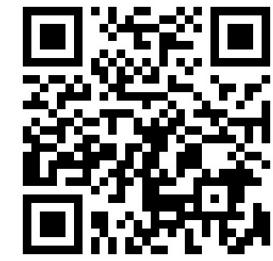
- 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度は、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）及び全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を活用し、都道府県が実施主体として運用される。
- 病院等及び薬局は、G-MISを経由する方法等の都道府県知事の定める方法により、医療機能情報・薬局機能情報について、年1回以上報告する。
- 都道府県は医療情報ネットを活用して、病院等及び薬局から報告された医療機能情報・薬局機能情報を公表し、住民・患者への情報提供を行う。



# 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります

- アカウント発行：以下のURL、または、右記の二次元バーコードにアクセスし、「新規ユーザ登録申請」から申請ください。

URL: <https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>



新規ユーザ登録申請URL

- G-MISを利用した定期報告を実施予定でアカウント未取得の病院等及び薬局におかれましては、G-MISのアカウントが必要ですので、必ず定期報告開始までに「新規ユーザ登録申請」を行ってください。
- なお、アカウント発行には、通常1～2週間程度かかります。申請が集中した場合には、発行までの期間が大幅に延びる可能性がありますので余裕を持って申請いただくようお願いいたします。

- 令和5年度定期報告：令和6年1月頃からG-MISを利用した定期報告を開始します。

- 令和5年度の定期報告は、令和6年1月5日より令和6年3月31日までを原則としていますが、都道府県により開始日、終了日が異なる場合がございますので、詳細は、都道府県からの案内をご確認いただきますようお願い申し上げます。
- 以下のURL、または、右記の二次元バーコードにアクセスし、「定期報告」を実施してください。  
URL: <https://www.med-login.mhlw.go.jp/>
- なお、令和5年度の定期報告を令和6年3月31日までに実施しなかった場合、令和6年4月1日に医療情報ネットでの報告内容の公表は行われないため、必ず3月末までの報告実施をお願いいたします。



G-MISログイン画面

- 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告・公表スケジュール

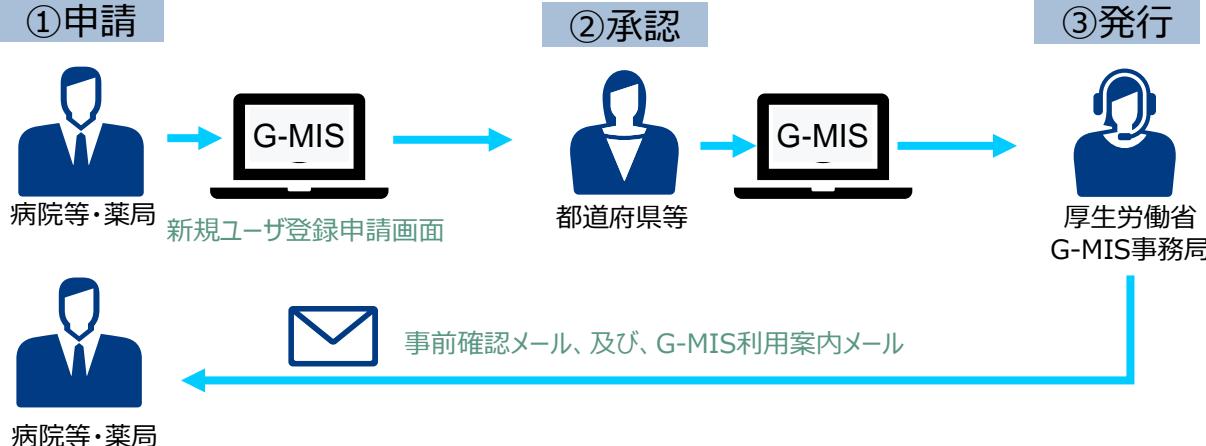
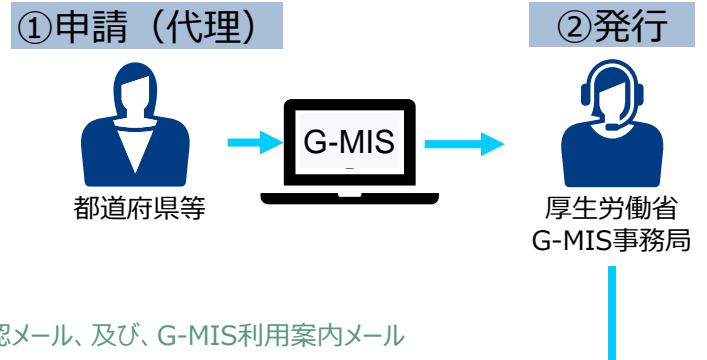
	令和5年度												令和6年度				
	令和5年						令和6年										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
準備作業																	
	都道府県システムからのデータ移行						アカウント発行										
本番稼働																	
	令和5年度定期報告						医療情報ネットでの公表										

# **アカウント発行に係る ユーザ登録申請について**

- 「新規ユーザ登録申請」のご利用方法をご案内しております。

# 利用者（報告機関）のG-MISアカウント申請方法

- 令和5年11月13日以降、報告機関のアカウント申請方法は、G-MISの「新規ユーザ登録申請」を使って申請する方法となります。
- 申請方法には、「利用者自らが申請」する場合と「都道府県が代理で申請」する場合がございます。

アカウント発行の流れ			注意事項
利用者自らが申請	 <p>①申請 病院等・薬局 新規ユーザ登録申請画面</p> <p>②承認 都道府県等</p> <p>③発行 厚生労働省 G-MIS事務局</p> <p>事前確認メール、及び、G-MIS利用案内メール</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①の操作では、申請が完了した旨のメールが病院等・薬局に自動配信されますが、アカウント発行が完了したメールではないのでご注意願います。</li> <li>②承認（都道府県等）から③発行までには通常1～2週かかりますが、申請が集中した場合、発行までの期間が大幅に延びる可能性があります。</li> <li>申請数が少ない場合でもご希望の発行時期にアカウント発行ができない可能性がありますので、余裕を持って申請をお願いします。</li> </ul>
都道府県が代理で申請	 <p>①申請（代理） 都道府県等</p> <p>②発行 厚生労働省 G-MIS事務局</p> <p>事前確認メール、及び、G-MIS利用案内メール</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>病院等・薬局へは、「事前確認メール」及び「G-MIS利用案内メール」が配信されますが、配信時期等につきましては、<u>都道府県からの案内等でご確認いただきますようお願いします。</u></li> </ul>

# 新規ユーザ登録申請が必要となる報告機関

- 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告では、原則としてG-MISアカウントを取得いただきG-MISを利用した報告を行うこととしております。ただし、インターネットを利用出来ない等の事情がある場合に限り、紙での報告を行うこととしております。
- G-MISを利用した定期報告を実施予定で、G-MISアカウント未取得の病院等及び薬局におかれましては、G-MISのアカウントの取得が必要となります。以下に示す報告機関に該当する場合、新規ユーザ登録申請が必要となります。
  - G-MISを利用して医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告を行う予定の機関で、アカウント発行が行われていない機関  
以下の理由等でアカウント発行ができなかった報告機関を含みます。  
例：令和5年4月から6月の申請時、メールアドレスの記載誤りでG-MIS新規ユーザ登録ができなかった機関  
アカウント発行申請後、G-MIS利用案内メール到達前に担当者の異動等で申請時のメールアドレスが変更となった機関※1  
等
  - G-MISを利用して医療機能情報提供制度の報告を行う予定の機関で、既にアカウントを保有しているが、医療機能情報提供制度の報告権限が付与されていないため、メニュー画面の「医療機能情報提供制度ボタン」押下時に権限が存在しない旨のメッセージが表示される状態の機関

※1 アカウント発行申請後、G-MIS利用案内メール到達前に担当者異動等でメールアドレスが変更となる場合には、以下の2つの場合が想定されます。

- ①申請時のメールアドレスが「無効」となっており、G-MIS利用案内メールが送信エラーとなる場合
  - ②申請時のメールアドレスは「有効」であり、G-MIS利用案内メールは受信したが、そのメールの閲覧権限を持つ方がおらず、メールが閲覧できない場合
- ①のケースは、「新規ユーザ登録申請」をしていただき、新しいメールアドレスでのアカウント発行が必要となります。
- ②のケースは、「新規ユーザ登録申請」を行っても、新しいアカウントが発行できませんので、都道府県の窓口に報告機関名、機関コード（機関コードが分からぬ場合は、都道府県でお調べします。）、変更前メールアドレス、変更後メールアドレスをご連絡いただきますようお願いします。

# ①利用者自らが申請する場合の流れ（1/5）

- 令和5年11月以降のG-MISの「新規ユーザ登録申請」は、以下のURL、または、右記の二次元バーコードから申請可能です。  
<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>
- 本画面へのリンクについては、厚生労働省の医療機能情報提供制度ホームページ、及び、薬局機能情報提供制度ホームページに掲載中です。
- また、厚生労働省のホームページからは、新規ユーザ登録申請のG-MIS操作マニュアル、及び、よくある質問をまとめた「Q&A」についても入手可能となっていますので、ご利用ください。



新規ユーザ登録申請URL

病院等

薬局

新規ユーザ登録申請

操作マニュアルとよくある質問は  
こちらから入手可能です

1-1.厚生労働省（医療機能）ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35867.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html)

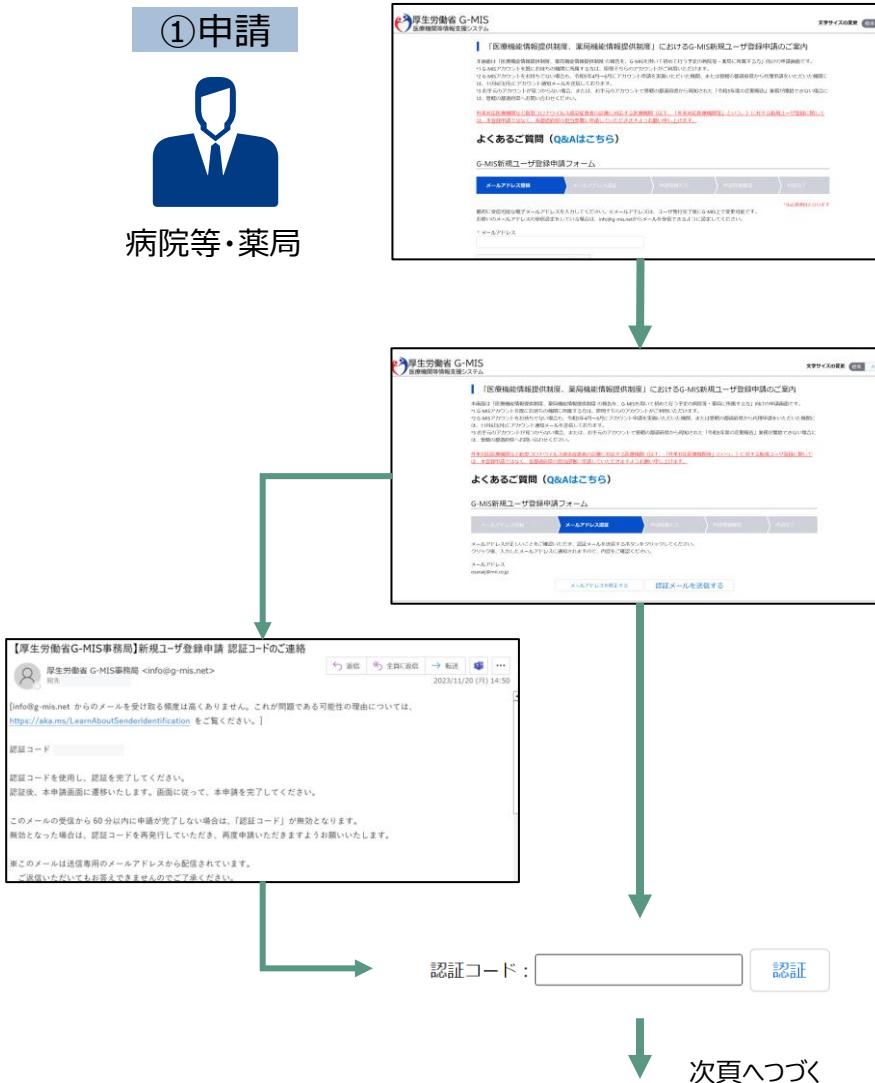
1-2.厚生労働省（薬局機能）ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko\\_u\\_iyakuhi/kinoujouhou/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko_u_iyakuhi/kinoujouhou/index_00003.html)

厚生労働省（医療機能）

厚生労働省（薬局機能）

# ①利用者自らが申請する場合の流れ（2/5）

○ 利用者自らが申請する場合には、以下の流れとなります。



- ① 厚生労働省ホームページまたは、URL (<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>) のダイレクト入力により、「新規ユーザ登録申請」画面を表示する。（前頁参照）
- ② メールアドレスを入力し、「私はロボットではありません。」にチェックを入れて、「確認」ボタンを押す。
- ③ 入力したメールアドレスが正しいことを確認し、「認証メールを送信する」をクリックする。
- ④ 厚生労働省G-MIS事務局 [info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net) より認証コードがメールで連絡される。
- ⑤ メールに記載される「認証コード」を画面から入力し、「認証」をクリックする。

# ①利用者自らが申請する場合の流れ（3/5）

↓ 前頁よりつづき

↓ 利用規約、プライバシーポリシー確認画面

↓ 入力内容確認画面

## ユーザ登録申請完了メール (イメージ)



⑥ 「新規ユーザ登録申請」フォームから必要事項を入力する。

(機関名、機関コード、機関区分、機関判別区分、電話番号、保険機関コード、郵便番号、都道府県、市区町村、町名・番地、建物名、担当部署、担当者（姓）、担当者（名）、担当部署電話番号、メールアドレス)

⑦ 利用規約およびプライバシーポリシーを確認し、チェックボックスにチェックを入れて、「確認」をクリックする。

⑧ 入力内容確認画面が表示されるので、「申請する」をクリックする。

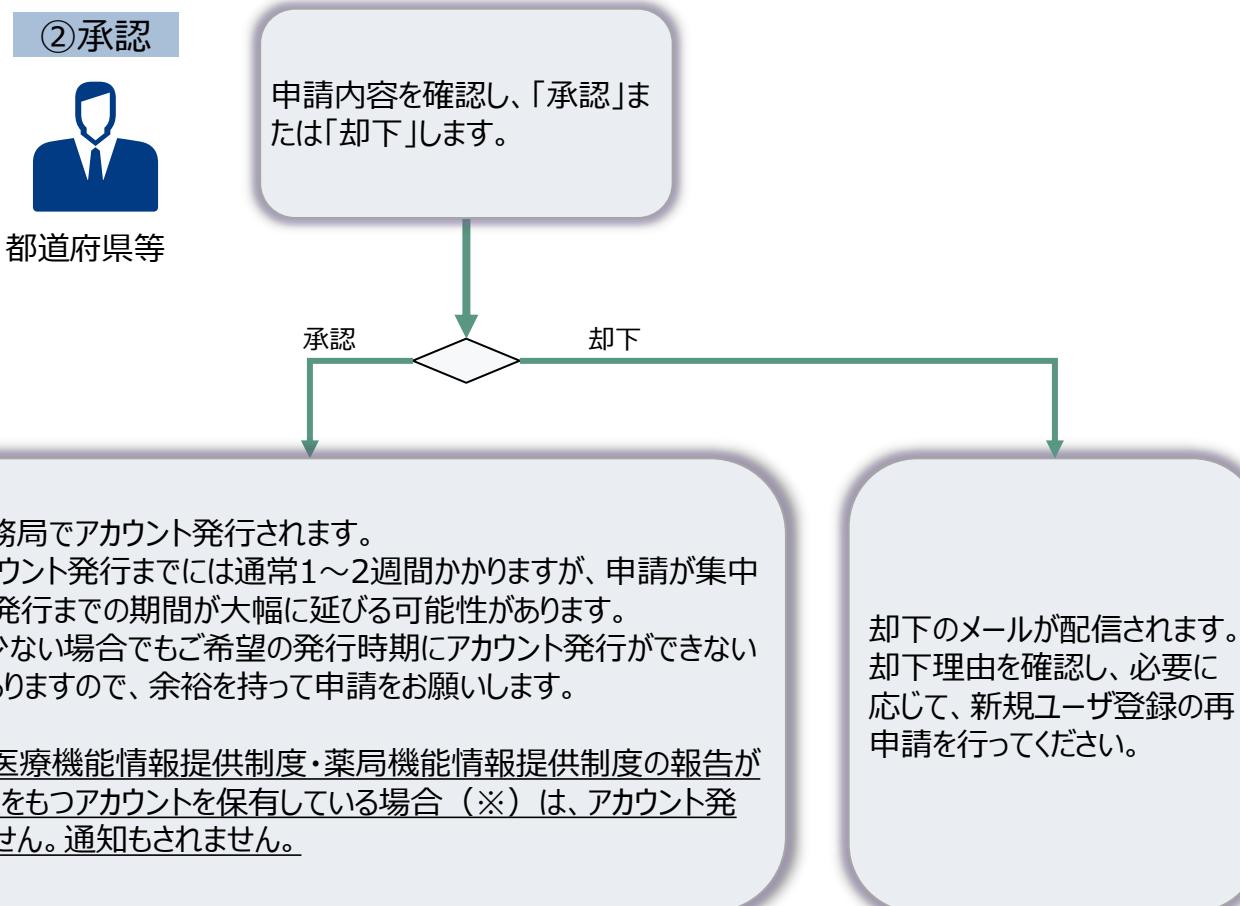
⑨ 申請確認完了画面が表示されるので、「申請内容をダウンロードする」をクリックし、ダウンロードファイルを必ず保管する。

⑩ 申請が完了すると、申請が完了したことを通知する「ユーザ登録申請完了メール」が厚生労働省G-MIS事務局 [info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net) より送信される。

※「ユーザ登録申請完了メール」は、申請が完了したことをお知らせするメールです。アカウントが発行されるまでしばらくお待ちいただくようお願いいたします。

# ①利用者自らが申請する場合の流れ（4/5）

- 利用者の申請が完了すると、都道府県での承認が実施されます。
- 申請内容により、都道府県から「却下」される場合がありますので、ご注意ください。



※既存のアカウントでログインすると、メニュー画面に「医療機能情報提供制度ボタン」、「薬局機能情報提供制度ボタン」があり、ボタン押下すると、G-MISによる報告の開始日は令和6年1月5日であることのメッセージが表示されます。なお、令和6年1月5日以降は実際の報告画面が表示されます。



# ①利用者自らが申請する場合の流れ（5/5）

○ 都道府県での承認後、通常1～2週間程度でG-MISのアカウントが発行されます。

- G-MIS事務局で申請情報の確認手続きが行われると、「①事前確認メール」が配信されます。
- 正常にメール配信されれば、翌営業日以降、「②G-MIS利用案内メール」が配信されます。

「②G-MIS利用案内メール」の案内に従い、メールに記載のURLから「パスワード設定」を行うと、ログイン完了となります。

※なお、コロナ関連業務等で既にG-MISアカウントを保有しており、申請を受けて新たに医療機能情報提供制度の報告権限が付与された場合には、「③G-MIS利用案内既存のご利用者確認依頼メール」が配信されます。（アカウント申請時点で既に医療機能情報提供制度の報告が行える権限をもつアカウントを保有していた場合、メールは届きません。）

以下のURLにアクセスし、メールに記載されるログインIDでログインして、「医療機能情報提供制度ボタン」押下時に権限が存在しない旨のメッセージが表示されずに正常に画面遷移されるかをご確認いただけます。

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

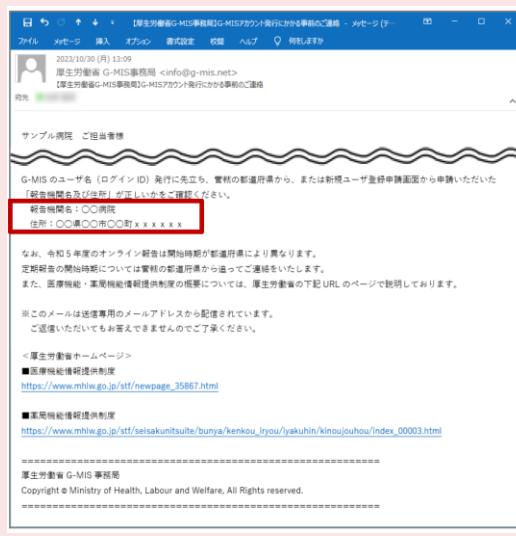
③発行



厚生労働省  
G-MIS事務局

## ①事前確認メール（イメージ）

件名：【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡  
送信元：G-MIS事務局<[info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)>

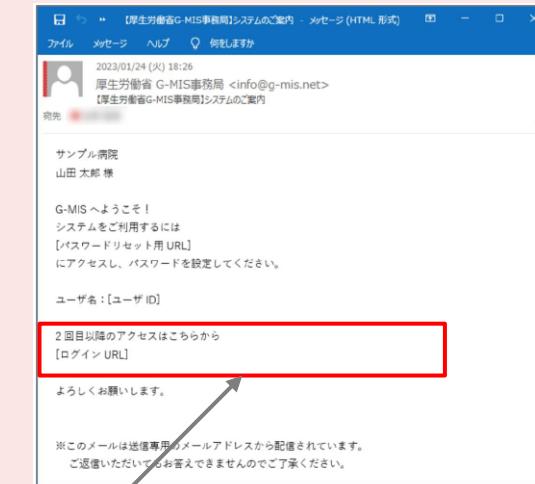


翌営業日以降



## ②G-MIS利用案内メール（イメージ）

件名：【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISログインIDのお知らせ及びパスワード設定のご依頼  
送信元：G-MIS事務局<[info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)>



このURLをクリックし、  
パスワード設定を行ってください。

## ③G-MIS利用案内既存のご利用者確認依頼メール（イメージ）

件名：【厚生労働省G-MIS事務局】報告機関内のG-MISご利用者の確認依頼  
送信元：G-MIS事務局<[info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)>



## ②都道府県が代理で申請する場合の流れ

- 都道府県が代理で申請する場合には、申請は都道府県で行うため、G-MIS事務局よりメールが届くまでお待ちください。
- G-MIS利用案内メールを受信したら、「パスワード設定」を行い、ログインを完了してください。

### ③発行



厚生労働省  
G-MIS事務局

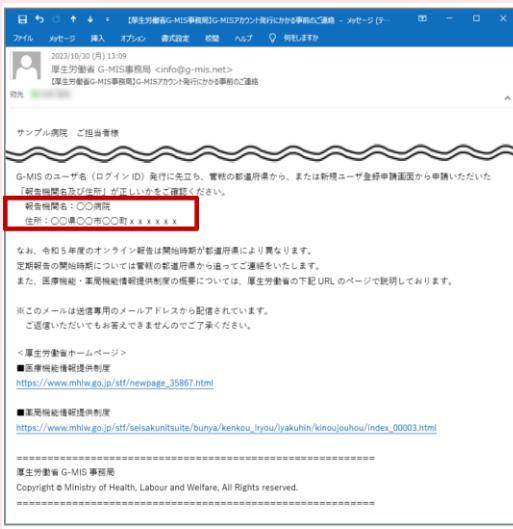
- G-MIS事務局で申請情報の確認手続きが行われると、「①事前確認メール」が配信されます。
- 正常にメール配信されれば、翌営業日以降、「②G-MIS利用案内メール」が配信されます。

「②G-MIS利用案内メール」の案内に従い、メールに記載のURLから「パスワード設定」を行うと、ログイン完了となります。  
※なお、コロナ関連業務等で既にG-MISアカウントを保有している報告機関へは、代理申請の場合、「①事前確認メール」及び「②G-MIS利用案内メール」は、配信されません。都道府県から医療機能情報提供制度の報告権限が付与について案内があり次第、以下のURLにアクセスし、既に保有するアカウントでログインして、「医療機能情報提供制度ボタン」押下時に権限が存在しない旨のメッセージが表示されずに正常に画面遷移されるかをご確認いただくようお願いいたします。

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

#### ①事前確認メール（イメージ）

件名：【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡  
送信元：G-MIS事務局<[info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)>

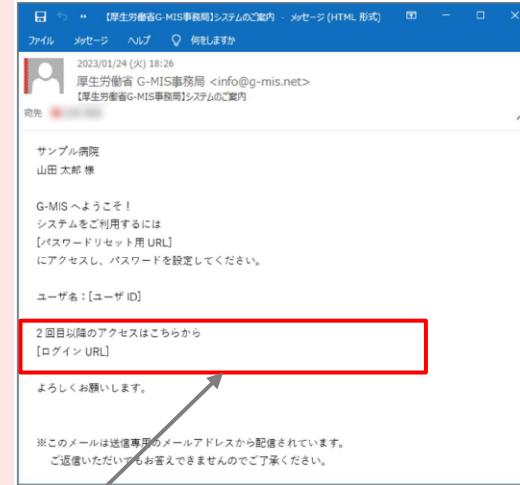


翌営業日以降



#### ②G-MIS利用案内メール（イメージ）

件名：【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISログインIDのお知らせ及びパスワード設定のご依頼  
送信元：G-MIS事務局<[info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)>



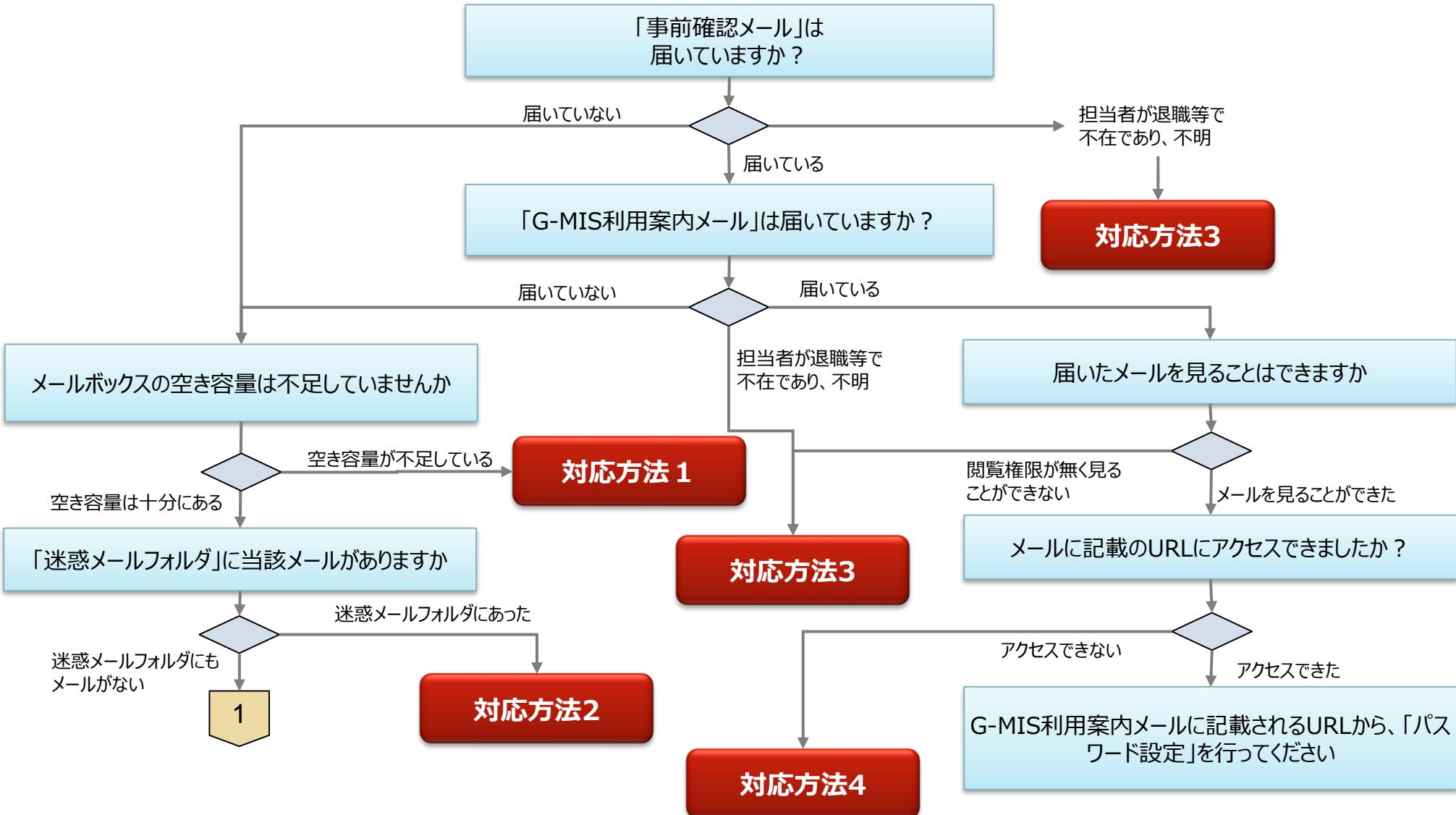
このURLをクリックし、パスワード設定を行ってください。

# **アカウント発行通知に係る トラブル対処方法について**

- G-MIS利用案内メールが届かない等のトラブル発生時、参照してください。

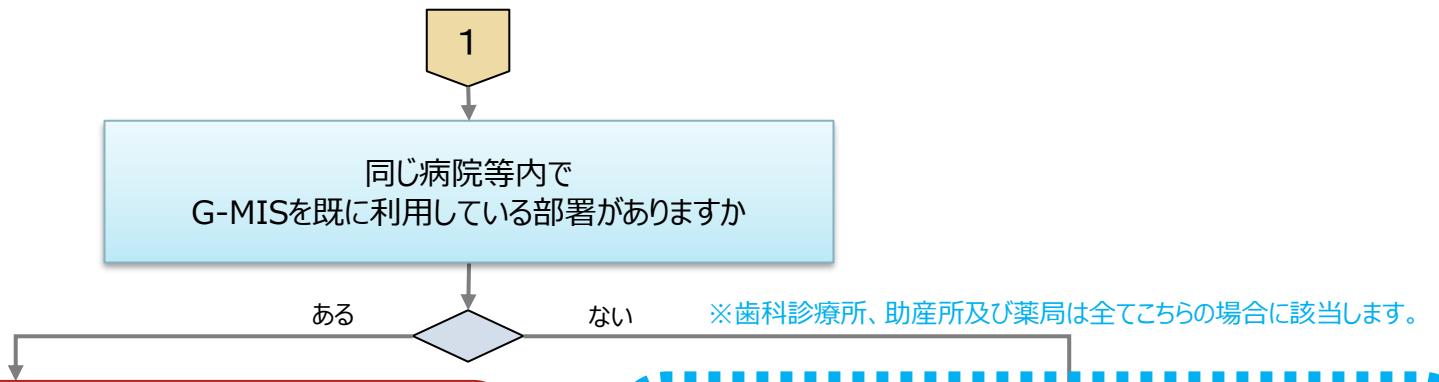
# メールが届かなかった場合の対処

- 「新規ユーザ登録申請」を実施した、若しくは、都道府県が代理で「新規ユーザ登録申請」を実施したにも関わらず、目安として3週間以上が経過しても、「事前確認メール」、「G-MIS利用案内メール」が届かなかった場合や、メールに記載のURLにアクセスできなかった場合等、以下の手順に従い、該当する対処を実施してください。



# メールが届かなかった場合の対処

○ 前ページからの続き



## ③G-MIS利用案内既存のご利用者確認依頼メール (イメージ)

件名：【厚生労働省G-MIS事務局】報告機関内のG-MISご利用者の確認依頼  
送信元：G-MIS事務局<[info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)>



対応方法5

※既存のアカウントでログインした場合、メニュー画面に「医療機能情報提供制度ボタン」があり、ボタン押下すると、G-MISによる報告の開始日は令和6年1月5日であるとのメッセージが表示されます。なお、令和6年1月5日以降は実際の報告画面が表示されます。

## 対応方法1

### メールボックスの空き容量が不足していた場合

- メールボックスの空き容量が不足している場合に空き容量を増やす方法は、ご利用中のメールソフトウェアにより、対応方法が異なります。手順等については、ご利用中のメールソフトのホームページ等でご確認ください。
- メールサーバー上でメールが保管されている場合には、メールボックスの空き容量を確保した後、メールサーバからメールが再送されます。
- もしも、メールが受信できなかった場合には、G-MIS利用案内メールの再送はできませんので、大変恐れ入りますが、都道府県窓口に「ログインID」をご確認の上、G-MISのログイン画面（URL：<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>）から「パスワードをお忘れですか？」のリンクを押し、パスワードリセットを実施していただくようお願いします。



G-MISログイン画面

# 対応方法2（迷惑メールフォルダにメールがあった場合）

## 対応方法2 迷惑メールフォルダにメールがあった場合

- 以下の手順に従い、該当する対処を実施してください。

①メールを「受信トレイ」など安全なフォルダに移動する



②メールに記載のURLにアクセスする



③「G-MIS利用案内メール」に記載されるパスワード設定用のURLにアクセスし、パスワード設定を実施する



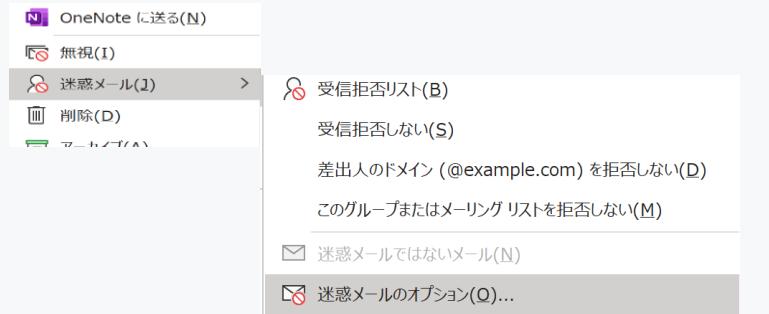
④送信元メールアドレス ([info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)) を「安全なアドレス」として設定する



※「安全なアドレス」に設定する方法は、お使いのソフトウェアにより異なりますので、ソフトウェアのマニュアル等を参照ください。

### 【Outlookの場合の例】

- ・該当のメールを右クリックする
- ・「迷惑メール(J)」→「迷惑メールのオプション(O)」を選択



- ・「信頼できる差出人のリスト」タブを開く
- ・リストに送信元アドレスを追加し、「追加(D)」をクリック
- ・画面下の「適用(A)」をクリック



## 対応方法3 担当者が退職等で不在のため、メールが確認できない

- 申請時のメールアドレスを持つ担当者様が退職や異動等で不在となり、「G-MIS利用案内メール」が届いているかを確認できない場合、都道府県窓口に問合せていただき、「G-MIS利用案内メール」が「不達」となっているか、「送信完了」となっているかをご確認いただくようお願いいたします。
- 上記の結果、メールが「不達」となっている場合には、もう一度新しいメールアドレスでの「新規ユーザ登録申請」を行っていただく必要がございます。「送信完了」の場合には、以下の情報を都道府県窓口に連絡し、**メールアドレスの変更依頼**を行っていただくようお願いします。
  - 報告機関名
  - 機関コード（機関コードが分からない場合、都道府県で調べます）
  - 変更前メールアドレス
  - 変更後メールアドレス
- また、「G-MIS利用案内メール」が届いているようだが、閲覧権限を持つ方がいらっしゃらないためメールを見ることができないという場合にも、以下の情報を都道府県窓口に連絡し、**メールアドレスの変更依頼**を行っていただくようお願いします。
  - 報告機関名
  - 機関コード（機関コードが分からない場合、都道府県で調べます）
  - 変更前メールアドレス
  - 変更後メールアドレス
- 都道府県窓口へ連絡してから通常1～2週間後、都道府県窓口からメールアドレスの変更が完了した旨の連絡があります。その際、「ログインID」をお知らせしますので、  
G-MISのログイン画面（URL：<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>）から  
「パスワードをお忘れですか？」のリンクを押し、パスワードリセットを実施していただくようお願いします。



G-MISログイン画面

# 対応方法4（メールにあるURLにアクセスできない）

## 対応方法4 メールにあるURLにアクセスできない

- 「このサイトにアクセスできません」というメッセージが出た場合、以下の理由などが考えられます。

- ① ブラウザのキャッシュが溜まっている
- ② サイトにフィルターがかかっている
- ③ サーバーがメンテナンス中などで利用できない状態にある

①ブラウザのキャッシュが溜まっている

②サイトにフィルターがかかっている

③サーバーがメンテナンス中などで利用できない  
状態にある

ブラウザの「キャッシュクリア」を行ってください。

以下のサイトをホワイトリストに入れて  
いただくよう情報システム管理者へ依頼してください。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/>

しばらく待ってから、アクセスいただくよう  
お願いします。

※キャッシュクリアの方法はブラウザごとに異なります。ブラウザのマニュアル等を参照ください。

### 【Edgeの場合の例】

- ・「設定」→「プライバシー、検索、サービス」
- ・「閲覧データのクリア」→「クリアするデータの選択」でクリアを行ってください。

### 設定



# 対応方法5（メールが届いていない場合）

## 対応方法5

### 既存のアカウントが無いにも関わらず、G-MIS利用案内メールが届かない

○ この場合、以下の理由が考えられます。

- ① 申請時のメールアドレスが間違っている、又は無効になっており、メールが「送信エラー」となっている
- ② 病院等のご担当者様が把握していない既存のアカウントが存在する
- ③ 新規ユーザ登録申請時、機関コードを誤って登録してしまった

①申請時のメールアドレスが間違っている、又は無効になっており、「メールが送信エラー」となっている

②病院等のご担当者様が把握していない既存のアカウントが存在する

③新規ユーザ登録申請時、機関コードを誤って登録してしまった

まずは、都道府県の窓口にお問い合わせください。  
「G-MIS利用案内メール」が「不達」となっているか、「送信完了」となっているかをご確認いただけます。

機関内でご確認いただき、どうしても分からぬ場合には、都道府県の窓口へお問い合わせいただくようお願いします。

申請時の機関コードが間違っていた場合、再申請が必要となります。

「送信完了」だった場合

「不達」だった場合

## 対応方法3

申請時のメールアドレスや機関コードが間違っていた場合等においては、**もう一度「新規ユーザ登録申請」を実施する**必要があります。  
なお、正しい機関コードは、都道府県の窓口へお問い合わせいただくようお願いします。

➡以下のURLから「新規ユーザ登録申請」を再度実施してください。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

# よくある質問 (FAQ)

# よくある質問（FAQ）

- 報告機関向けのFAQを厚生労働省HP（<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001166425.pdf>）に公表しております。ご活用いただきますようお願ひいたします。



## 1-1.厚生労働省（医療機能）ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35867.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html)

厚生労働省（医療機能）ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35867.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html)

医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）

G-MIS新規登録申請ページは、G-MISのアカウントが必要です。  
令和5年11月1日以降、G-MIS新規ユーザー登録申請の受け付けが再開になりますので、アカウントの申請が必要な医療機関は都道府県からの連絡に従って、以下の「G-MIS新規ユーザー登録申請ページ」から申請手続きをお願いします。

(G-MIS新規ユーザー登録申請ページはこちる)

手続をご覧になられる場合は、マニュアルを必ずご確認いただき、ご不明点がある場合は、以下の「お問い合わせ先」に問い合わせをお願いします。

Q&A [537KB] ◎

## 1-2.厚生労働省（薬局機能）ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko\\_u\\_iryou/iyakuhin/kinoujouhou/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko_u_iryou/iyakuhin/kinoujouhou/index_00003.html)

厚生労働省（薬局機能）ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko\\_u\\_iryou/iyakuhin/kinoujouhou/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko_u_iryou/iyakuhin/kinoujouhou/index_00003.html)

薬局機能情報提供制度について（薬局事業者向けページ）

G-MIS新規登録申請ページは、G-MISのアカウントが必要です。  
令和5年11月1日以降、G-MIS新規ユーザー登録申請の受け付けが再開になりますので、アカウントの申請が必要な医療機関は都道府県からの連絡に従って、以下の「G-MIS新規ユーザー登録申請ページ」から申請手続きをお願いします。

G-MIS新規ユーザー登録申請ページはこちる

手續をご覧になられる場合は、マニュアルを必ずご確認いただき、ご不明点がある場合は、以下の「お問い合わせ先」に問い合わせをお願いします。

・ G-MIS新規ユーザー登録申請ページ [2.5MB] ◎  
・ Q&A [537KB] ◎

報告機関向けFAQ

## 1 G-MISの動作環境等に係る事項

No.	質問	回答
1	インターネット環境がないため、新規ユーザ登録申請できません。	医療機能情報提供制度、及び、薬局機能情報提供制度では、都道府県の運用次第では、インターネット環境を持たない報告機関からは調査票（紙）による申請でも受け付け可能としていますが、オンライン報告を推奨しております。インターネット環境を整備後、新規ユーザ登録申請を行っていただくようお願いします。
2	携帯電話での新規ユーザ登録申請は可能ですか。	新規ユーザ登録申請の機能については、スマートフォンやタブレットでの申請は可能です。 詳細は、「G-MIS_操作マニュアル_報告機関用_新規ユーザ登録申請.pdf」の「3-1. 動作環境」を参照ください。 ※ただし、スマートフォンやタブレットで「PC向けサイト」を表示した場合、医療機能情報提供制度、及び、薬局機能情報提供制度の報告画面は動作保証環境ではないため、何らかのエラーが出る場合があります。動作保証環境のPCのブラウザをご利用いただきますようお願いいたします。
3	メールアドレスを持っていません。	メールアドレス取得後、新規ユーザ登録申請をいただきますようお願いします。
4	住所の全角入力や、電話番号の半角入力のやり方がわかりません。	一般的なPC操作（全角／半角の切り替え方法等）は、パソコン本体に添付されるマニュアル等、または、パソコン購入元のホームページからダウンロードするWebマニュアル等でご確認ください。

## 2 新規アカウント発行に係る事項

No.	質問	回答
1	機関コードがわからない。	機関コードは、報告機関に対して一意となるよう都道府県が付与するコードとなります。入力する機関コードについては、都道府県からのお知らせ等でご確認ください。
2	郵便番号検索で住所がヒットしない。	G-MIS の新規ユーザ登録申請画面では、入力された郵便番号を基に住所の存在確認を行っています。 その際に、日本郵便株式会社が公開する郵便番号データを参照していますが、郵便番号として大口事業所個別番号が入力された場合に、以下の理由でエラーとなるケースがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>大口事業所個別番号の割り振りを受けている事業所が日本郵便株式会社に対し、インターネットへの掲載を希望しない旨を指定していた場合</li> <li>大口事業所個別番号の割り振りを申請したばかりで、日本郵便株式会社が公開する郵便番号データに反映されていない場合</li> </ul> 上記のケースに該当する場合は、やむを得ず「指定された郵便番号から住所が見つかりません」のエラーメッセージを表示させていただいております。お心当たりがある場合には、大口事業所個別番号に代え、住所地に割り振られている郵便番号を入力することによりエラーを解消することができます。
3	申請後に、医療機関情報に変更があった。何か手続きは必要か。（所在地住所・名称など）	利用者情報につきましては、ログイン後、「ユーザ基礎情報登録」ボタンをクリックし、修正を行ってください。医療機関の情報修正については、定期報告または随時報告にて修正を行ってください。
4	入力項目に何を入れたら良いかわからない。 (個人経営の病院等・薬局なので「担当部署名」、「担当部署番号」、「建物名」に該当するものがない等)	項目毎の「ヘルプ」（?ボタン）を押して確認してください。

## 3 G-MISのログインに係る事項

No.	質問	回答
1	G-MIS利用案内メールを紛失してしまい、ログインできない。	G-MIS利用案内メールは、再送できません。大変恐れ入りますが、都道府県窓口に「ログインID」をご確認の上、「パスワードのリセット」をお願いします。パスワードのリセット方法は、ログイン画面におきまして、「パスワードをお忘れですか？」のリンクを押してくださいようお願いします。
2	「このサイトにアクセスできません」というメッセージが出た。	以下のケースに該当するかを確認し、それぞれの対処方法を行ってください。 ①ブラウザのキャッシュが溜まっている➡ブラウザの「キャッシュクリア」を行ってください。 ②サイトにフィルターがかかっている➡情報システム管理者にG-MISのサイト（ <a href="https://www.g-mis.mhlw.go.jp/">https://www.g-mis.mhlw.go.jp/</a> ）をアクセス可能としていただくようお願いしてください。 ③サーバーがメンテナス中などで利用できない状態にある➡しばらく待ってからアクセスしてください。
3	ログインIDが分からない。	G-MIS利用案内メールは、再送できません。大変恐れ入りますが、都道府県窓口に「ログインID」をご確認の上、「パスワードのリセット」をお願いします。パスワードのリセット方法は、ログイン画面におきまして、「パスワードをお忘れですか？」のリンクを押してくださいようお願いします。
4	パスワードが分からない。	「パスワードのリセット」をお願いします。パスワードのリセット方法は、ログイン画面におきまして、「パスワードをお忘れですか？」のリンクを押してくださいようお願いします。
5	シングルサインオンのエラーが表示されてログインできない。	G-MISのURLをお気に入りに登録いただいている場合等に発生しやすいエラーでございます。 <a href="https://www.med-login.mhlw.go.jp/">https://www.med-login.mhlw.go.jp/</a> にアクセスし、再度ログインをお試しください。 G-MISのURLをお気に入りに登録する際は、URLは「 <a href="https://www.med-login.mhlw.go.jp/">https://www.med-login.mhlw.go.jp/</a> 」でご登録をお願いいたします。
6	G-MISログイン画面後、接続先選択画面にて「G-MIS」を選択しても「ホーム画面」に遷移しない。	ブラウザのポップアップブロックが原因となっている可能性があります。ポップアップブロックを解除いただくなど、ブラウザの設定をご確認ください。 <b>■ポップアップブロック解除方法■</b> ブラウザによってポップアップブロックの解除方法が異なります。 <Microsoft Edge> [...]から【設定】を選び、「プライバシーとセキュリティ」で「ポップアップをブロックする」のチェックを外します。 <Internet Explorer 10> 歯車の形をしたボタンから「インターネットオプション」を選び、「プライバシー」タブで「ポップアップブロックを有効にする」のチェックを外します。 <Internet Explorer 8 または 9> 「ツール」から「ポップアップブロックを無効にする」をクリックします。 <Google Chrome> メニューアイコンから「設定」を選び、「コンテンツの設定」で「ポップアップのブロック」のスイッチをオン・オフに切り替えます。

# よくある質問（FAQ）

No.	質問	回答
7	「G-MIS利用案内メール」に記載されるURLをクリックしても、G-MISパスワード初期設定画面が表示されず、ログイン画面が表示される。	<p>「G-MIS利用案内メール」に記載の「システムをご利用するには」に続くURLをクリックすると、パスワードの初期設定画面が表示されますが、初回アクセス時にもかかわらずログイン画面が表示されるといった現象が発生する場合は、以下のケースが考えられます。</p> <p>■ケース1 登録されているメールアドレスが、グループアドレスなど複数人が受け取れるアドレスの場合、すでに他の方により、パスワードが初期設定されていることが考えられます。 このような場合、「システムをご利用するには」に続くURLをクリックした場合には、パスワードを設定した覚えがないにもかかわらず、初回アクセス時にログイン画面が表示されるといった現象が発生いたします。 他の方により初期設定がされていないか今一度ご確認をお願い致します。</p> <p>■ケース2 メールを受信した端末の設定や環境によっては、メール本文上でURLが途中でリンクから切れてしまっている可能性があります。 リンクが途中で切れてしまっている状態でメール本文のリンクを押すと、ログイン画面が表示されます。 この場合は、メール本文のURLすべてをコピーしブラウザに貼りつけ画面表示することをお試しください。 (メール本文のURLすべてをコピーしブラウザに貼りつける際に、別のブラウザで試していただくこともお試しください。)</p> <p>解決しない場合は、「パスワードのリセット」を行い、受信したメールのURLにアクセスしてください。パスワードのリセット方法は、ログイン画面におきまして、「パスワードをお忘れですか？」のリンクを押していただくようお願いします。</p>

## 4

## 定期報告に係る事項

No.	質問	回答
1	ログインIDが分からなくなり、ログインできない。	G-MIS利用案内メールは再送できません。大変恐れ入りますが、都道府県窓口に「ログインID」をご確認の上、「パスワードのリセット」をお願いします。パスワードのリセット方法は、ログイン画面におきまして、「パスワードをお忘れですか？」のリンクを押していただくようお願いします。
2	1月から定期報告と聞いていたが、G-MISにログインしても定期報告ボタンが押せない。	定期報告期間中のみ定期報告ボタンが押せます。定期報告の開始日・終了日は、都道府県毎に異なります。都道府県からのご案内等を確認してください。
3	「医療機能情報提供制度」ボタンを押し、「医療機能情報提供制度ホームページ」を表示したが、新規報告ボタンは押せるが、定期報告ボタンが押せない。	以下の2つの場合があります。 ①定期報告期間外の場合は、定期報告ボタンが押せません。都道府県からご案内する定期報告実施期間をご確認ください。 ②昨年度の報告データがG-MIS上に存在しない場合、「新規報告」機能を使って「定期報告」を実施いただく必要があります。「新規報告」を選択し、今年度の報告を行ってください。